

司法修習生の給費制維持を求めます

～育てよう 市民のための 法律家～



各地で無料法律相談を実施しています。

様々な被災者支援を行っています

- 震災・原発等対策本部を設置
日弁連は緊急対策本部を立ち上げ、震災直後から被災者支援を始めました。
- 電話での法律相談
日弁連や各弁護士会は弁護士による無料の電話法律相談を開始しています。
- 避難所での無料法律相談
全国の弁護士が避難所に出向き、被災者の生活不安の除去に努めています。
- 声明や提言の発表
被災者支援の立法措置や行政による法令の適切な運用を働きかけています。

東日本大震災後に行われた日弁連の震災研修(4月8日)には、約1000名の弁護士が参加しました。

いま、全国の弁護士は、被災地の避難所を回り、無料法律相談などを積極的に行っています。

また、被災者の声を受け止めて、立法提言をしたり、法令の適切な運用を働きかけたりしています。

基本的人権の擁護と社会正義の実現は、
弁護士の使命です。
精力的に被災者支援に取り組んでいます。

日本弁護士連合会 司法修習費用給費制維持緊急対策本部

東京都千代田区霞が関1-1-3 Tel 03-3580-9841 (代)

<http://www.nichibenren.or.jp>



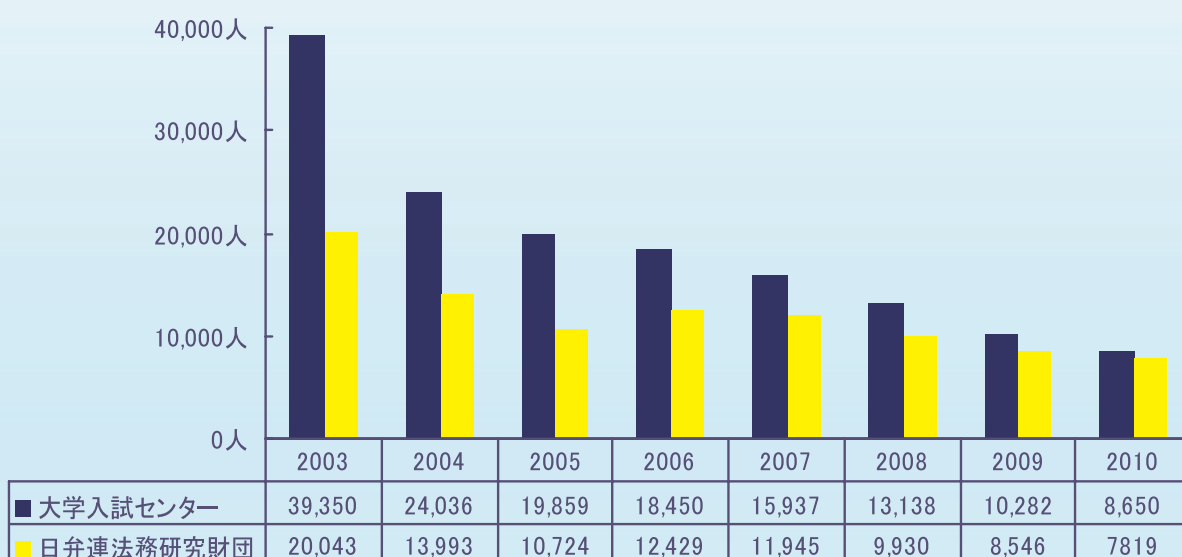
法曹志望者が減少しています

法曹志望者の著しい減少が生じています。法科大学院の適性試験志願者は、制度発足時に比べると約4分の1です。

また、法科大学院への社会人入学者の減少も著しく、2004年と2010年を比較すると約3分の1です。

多様なバックグラウンドを有する有能な人材を多数法曹に迎え入れるという新しい法曹養成制度の理念の実現が困難な状況となっています。

法科大学院適性試験志願者数推移



(データ出典: 文部科学省)

社会人入学者数と比率の推移



(データ出典: 文部科学省)

現状でも司法修習生の多くが「借金あり」

法曹志望者減少の原因として、法科大学院教育が抱える問題、司法試験の合格率の低迷、司法修習を終了してからの就職難の問題などが挙げられます。そして、それらの原因の一つとして法曹志望者の大きな障壁となっているのが、経済的負担の問題です。

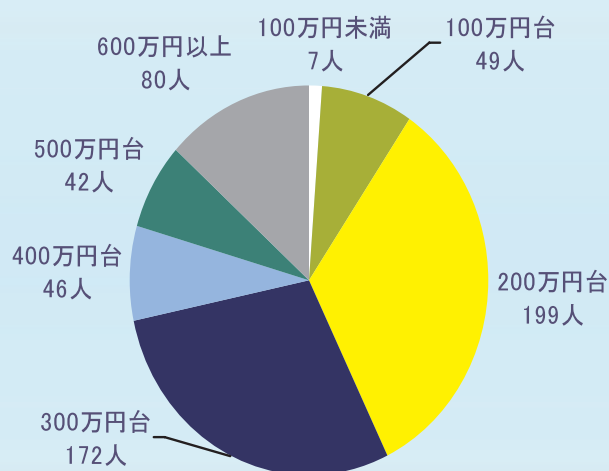
現状でも司法修習生の約半数は法科大学院での修学のため奨学金を利用しており、その平均貸与額は350万円です。

親族からの借金、教育ローンの利用、大学学部時代の借入れなども加算すると、その平均借入額は420万円、最大で2,000万円です。

奨学金利用の有無

	人数	割合
利用した	642	51.7%
利用しなかった	599	48.2%

新64期 貸与型奨学金の金額



(日弁連2011年度事前研修アンケート結果より)

利用した奨学金の額

	給付型	貸与型
回答者数(人)	128	595
最大値(万円)	600	1121
最小値(万円)	17	60
平均値(万円)	142.9	351.5

大学学部及び法科大学院への入学・在学にあたっての経済的負担について

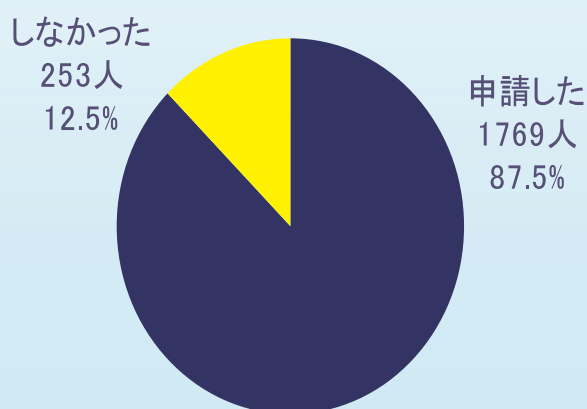
	回答者数(人)	最大値(万円)	平均値(万円)	中間値(万円)
貸与型の奨学金等、借り入れた金額の総額	786	2,000	418.9	336
給付型・貸与型の別なく、援助を受けた額の総額	824	3,000	497.1	421

(日弁連2011年度事前研修アンケート結果より)

司法修習生の9割が「貸与申請」

2010年11月、新64期司法修習生の約9割が貸与申請をしました。
また、申請をしなかったからといって裕福という訳ではありません。申請しなかった者の中には「貸与申請の条件である連帯保証人2名を立てられない」「親族から借入れをする」といった者も含まれています。

新64期修習生 貸与申請の状況 (2010.11.29)

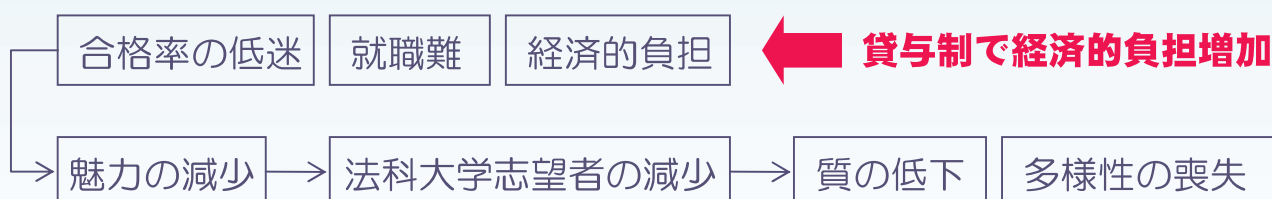


月額	年額換算	申請数	割合
18万円	216万円	65件	3.7%
23万円(基本)	276万円	1208件	68.3%
25万5000円 (住居加算)	306万円	402件	22.7%
25万5000円 (扶養加算)	306万円	32件	1.8%
28万円	336万円	62件	3.5%

貸与制導入により経済的負担増大

給費制の維持とともに法科大学院生に対する経済的支援を充実させることも重要です。しかし、法科大学院生への経済的支援を充実させる一方で給費を廃止するのでは、トータルの経済的負担は増大し、法曹志望者の減少に歯止めをかけることはできません。

法曹資格を取得するまで多くの時間とお金がかかります。その費用を自己負担制にするならば、経済的に裕福な環境にある人に有利となります。法曹の供給源が経済格差・地域格差によって偏ってしまうことは、制度として望ましくありません。



司法修習とは

法律家（裁判官・検察官・弁護士）として仕事を行うためには、法科大学院を修了し司法試験に合格したことに加えて、実務能力の修得が必要です。司法修習は、司法試験合格者に対して実務に必要な能力を修得させることを目的とします。期間は1年です。実務能力の修得のためには、実務家の個別指導のもと実際の事件を通じて身をもって体験する「実務修習」が中核であり最重要とされており、補完的に知識や技法の教育を行う「集合修習」が行われています。

裁判修習

裁判所に出勤し、裁判官の指導の下、法廷に立ち会い、判例を調査したり、判決の下書きを作成したりします。

検察修習

検察庁に出勤し、検察官の指導の下、事件関係者から聴き取りをし、起訴状などの下書きを作り、法廷に立ち会います。

弁護修習

弁護士事務所に出勤し、弁護士の指導の下、依頼者からの事情聴取や法廷に立ち会い、訴状などの下書きを作ります。

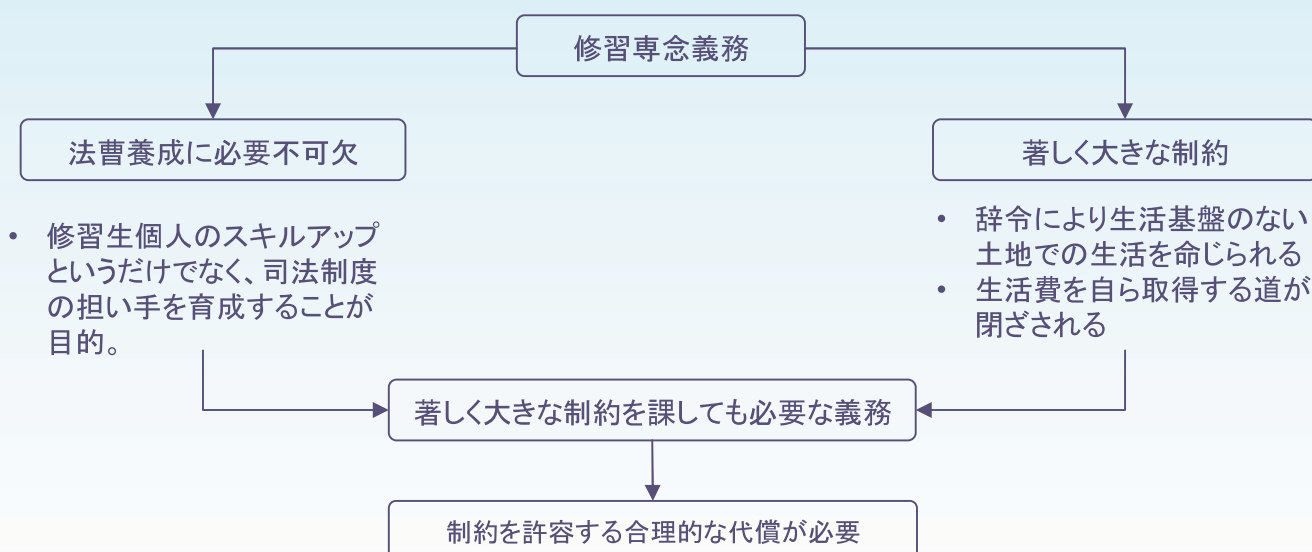
実務修習は、北海道から沖縄まですべての地方裁判所及び地方検察庁(各50庁)、すべての弁護士会(52会)で実施されています。

給費は司法修習生に対する制約の代償

司法修習生は、自己の意思にかかわらず、全国の裁判所、検察庁、弁護士会（法律事務所）に配属されます。

裁判官、検察官、弁護士の指導の下、実際の事件を取り扱うことから、配属先の職員と同様の守秘義務を負い、規律に服します。研修を行いながら、指導官の補佐的業務を行っていることにもなります。

このため、司法修習生には、修習専念義務が課されており、平日はフルタイムで拘束され、アルバイトは禁止されます。司法修習は、このように司法修習生個人に大きな制約を課すものであることから、その代償として給与が支給されているのです。



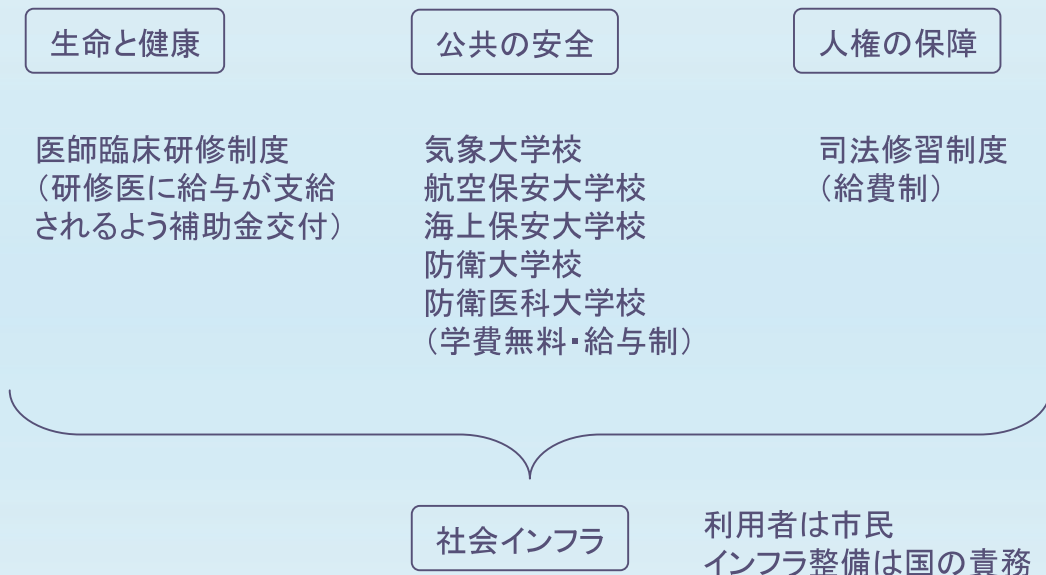
社会のインフラ整備のための給費

公費負担による人材育成は、司法以外の分野にもあります。

それらは、単なる官吏養成システムを超える社会インフラの整備を目的とするものと捉えられます。医師養成の場合も、医師国家試験合格者に2年以上の臨床研修を義務付けており、病院から研修医に給与が支給されるよう各病院に臨床研修の体制や環境を整えるための補助金が交付されています。

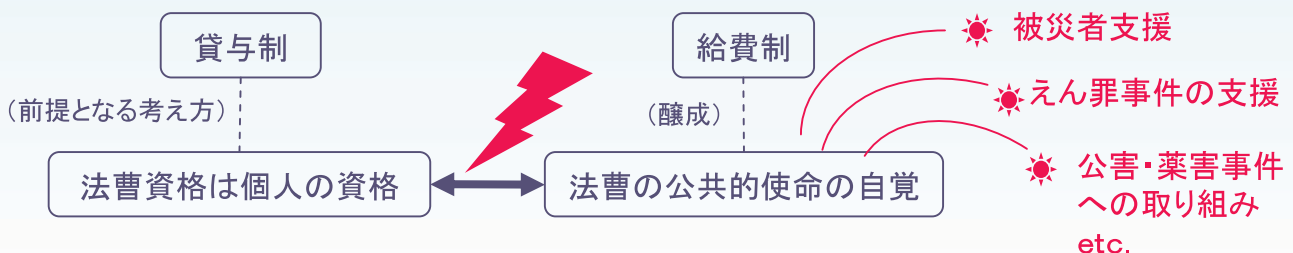
民間人である弁護士も、裁判官・検察官とともに、社会インフラである司法制度の担い手となります。

起訴された個人の権利を守るのも、私人同士の紛争でそれぞれの権利を守るのも、国の司法官ではなく、民間人である弁護士が担うべき役割です。裁判所が民事裁判で果たす公的な役割は、弁護士の提起する訴訟が前提となりますし、刑事裁判は弁護士なしでは開廷できません。裁判官・検察官・弁護士はいずれも役割分担をしながら公共のために働く社会インフラなのです。



貸与制は「法曹資格は個人の資格」という考えに結びつきます。

給費制は「法曹の公共的使命の自覚」を促します。この自覚こそが、被災者支援、公害・薬害事件、えん罪事件など、困っている人たちの救済に「手弁当」で献身的に取り組む弁護士らの活動の源泉となっています。



誰もがどこでも利用できる社会インフラであるために

社会インフラとしての司法制度において、社会的経済的弱者への支援の拡充や司法過疎解消を図ることが重要です。

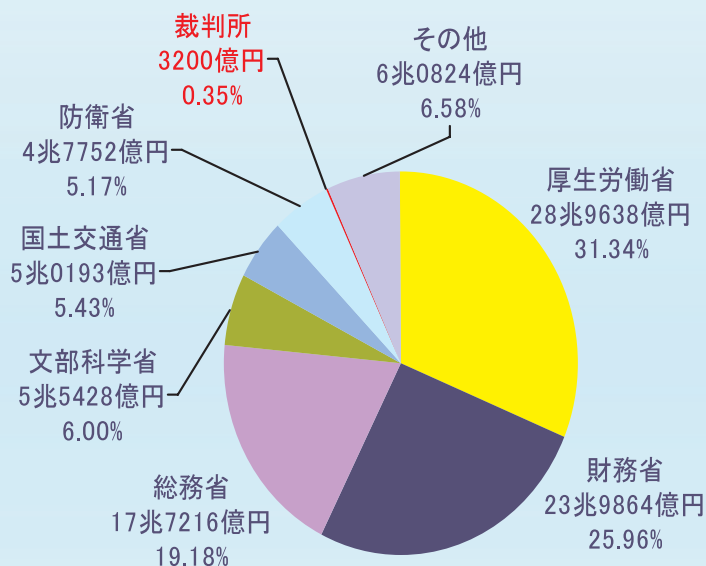
そのためには、裁判所支部の充実や法律扶助の拡充などの司法基盤を整備し、司法予算を拡充することが必要です。

貸与制を導入し、公益活動を行う者に貸与金の返還を免除するような個別的誘導によって解決できる問題ではありません。

平成23年度一般会計予算歳出額(所管別)

歳出総計	92兆4116億1271万円
裁判所所管	3200億2199万円
司法修習生手当 (65億4511万円)	89億5111万円
修習資金貸与金 (24億0600万円)	

(平成23年度一般会計予算より)



給費の財源を法律扶助に回すべきだという主張もあります。

確かに法律扶助の拡充は必要です。しかしそれと引き換えに給費制を廃止すれば、法曹志望者の減少に拍車をかけ、大きな社会的損失をもたらします。

64期司法修習予定者(当時)からの声

- ・給費制のありがたみが身に染みてわかる今は、絶対にこのお金を無駄にしないよう社会のために働こうという思いが強くなっています。
- ・「国費を投入していただく」ということがいかに責任の重いことか、いかに法曹の責務が重大かをひしひしと感じました。我々自身が法曹になった時に法曹の公益性を目に見える形で示さねばならないんだということ、社会に貢献しなきゃいけないんだということを実感しました。

経済的理由から法曹を断念することがないよう

給費制を1年間延長した裁判所法改正の趣旨は、昨今の法曹志望者が置かれている厳しい経済状況にかんがみ、それらの者が経済的理由から法曹になることを断念することがないようにするためとなっています。

また、この法改正に関しては、衆議院法務委員会において委員会決議がなされており、給費制が継続される2011年10月末日までに、法曹養成制度に対する財政支援の在り方について政府及び最高裁判所の責務として見直しを行うこととされています。

他方、同決議の第2項では「法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること」を求めています。

政府内の法曹養成に関する検討組織において速やかに検討がなされ、2011年10月末日までに給費制の維持の結論が出されることを強く求めます。

改正裁判所法の起草案趣旨説明 (平成22年11月24日衆議院法務委員会会議録より)

本年11月1日に施行された改正裁判所法により、司法修習生に対し給与を支給する制度にかえて修習資金を国が貸与する制度が導入されたところであります。しかしながら、昨今の法曹志望者が置かれている厳しい経済状況にかんがみ、それらの者が**経済的理由から法曹になることを断念することがないよう**、法曹養成制度に対する財政支援のあり方について見直しを行うことが緊要な課題となっております。

本起草案は、このような状況にかんがみ、平成23年10月31日までの間、暫定的に、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を停止し、司法修習生に対し給与を支給する制度とするものであります。

